

第14回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成21年2月25日（水）9：30～11：20

【事務局】 それでは、ただいまから、第14回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお足元の悪い中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本日は、まず前々回にご審議をいただきました市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方につきまして、各委員のご意見を踏まえ、まとめ（骨子）を修正してございます。改めてご審議をお願いしたいと考えております。

これに加えて、本日は最終報告に向けたご審議もお願いしたいと考えております。まず、報告書の全体のイメージをご確認いただくとともに、前回、委員長からご提案のありましたとおり、今後の行政の在り方についてご審議をお願いしたいと考えております。これまでの委員会での各委員のご意見等を踏まえ、委員長とご相談の上、たたき台となります素案を作成しており、このたたき台をもとにご審議をお願いしたいと考えております。各委員におかれましては、よろしくお願いしたいと思います。

また、報告書の一部となります、これまでまとめをいただきました各検討項目につきまして、骨子の形から文章化したものを、本日、資料として添付しております。事前に各委員にご確認をいただいているところではありますが、改めてご確認いただければと思います。

それでは、以下の進行につきましては新川委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【新川】 皆さん、おはようございます。今日も朝からお集まりをいただきましてありがとうございました。ただいまご紹介がございました議事につきまして、進めさせていただければと思います。

本日、今ご紹介がありました市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について、それから私どもの最終報告案について、前回ご了解をいただきましたとおり取りまとめをしまいいりました。これにつきまして、ご審議をいただけれ

ばというふうに思っております。

前々回、あるいはそれ以前からいろいろと情報も提供していただき、ご議論もいただいてまいりました市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方、こちらのほうからまず議事を進めさせていただければと思います。各委員からこれまでいただきましたご意見を、お手元の資料1のようなまとめ（骨子）として作成をさせていただいてございます。前々回の修正を加えた形になってございますけれども、まずはこちらのほうからご審議をいただければと思います。

修正点につきましては多岐にわたっておりまして、実際に事務局でいろいろとご検討もいただいた経過もございますので、これにつきましては事務局のほうから説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、恐縮ですが、事務局のほうから修正ポイント、重要なところをいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、座ったままで失礼させていただきます。

前々回等にたくさんいただきましたご意見を踏まえまして、この間の各委員のご意見もお伺いする中で、本日の資料1ですけれども、全体的に表現等を見直したところもございます。主な修正点についてご説明をさせていただきます。

まず、資料1の1番目、意義と役割でございますけれども、ここではこれまでの「行政の取組によって大きな成果を上げてきた」というような表現から「着実に解消されつつある」と進行形のような形に表現を改めさせていただいております。

それから、特に内容的には変わっておりませんが、現在の京都市の人権教育・啓発の取組につきましては、同和問題に限らず、広く人権問題に関して人権文化推進計画に基づいて展開されているということを改めて明確に記させていただきました。

次に、2番の現状と課題でございます。こちらでは、市のこれまでの取組はまだ十分な効果があったと、そのように言える状況にまでは至っていないという趣旨と、ホームレスや非正規雇用労働者などの人権に関する問題をはじめ、新たな人権問題も明らかになってきておることも踏まえまして、人権を取り巻く状況と

いうのはむしろ厳しさが増している側面もあるのではないか、そういう側面があるとも言えるのではないかといったような意味合いを加えてございます。

次に、裏面にまいりまして、見直しの視点でございます。ここでは、事前にお伺いいたしました委員の皆様のご意見を踏まえまして、なぜ人権の尊重が必要なのかという基本的な部分につきまして、世界人権宣言の前文部分を引きまして、まずは押さえをさせていただきました。その上で、人権問題というのは人の心に関わる深刻なものであって、行政の施策のみで解決するというものではないということをごきちんと認識するべきだというような趣旨を加えてございます。

また、今後の取組の重要な視点として、人と人との交流という点や、日常の中で楽しみながら感動が共有されるような仕組みづくりというような視点を加えてございます。更に、人権問題というのは高齢者や障害のある方など、社会的に支援を必要とする方にとって、より潜在化、深刻化する傾向があるという視点も押さえさせていただきます。

次に4番、今後の在り方についてでございます。(1)市民との協働による推進の部分につきましては、2つ目の○の部分でございますけれども、今後の取組においては、市民的感觉の新しい発想に基づいた展開というような趣旨を加えさせていただきます。

次のページの(2)行政の役割でございます。ここでは、見直しの視点でも触れておりますけれども、行政のみの取組の限界というものを認識するべきであるというような趣旨を加えてございます。また、子どもたちに対する人権教育の重要性、あるいは子どもたちを含めたすべての市民が人と人との交流における日常の中で楽しみや感動を共有できる仕組みが必要であるといった趣旨を加えさせていただきますとともに、前々回もご指摘がございました我々職員の資質の向上についても加えさせていただきます。

更に、この部分の最後のほうでは、同和問題に対する集中的な取組による蓄積を活かした行政の内部の連携や、社会的な支援を要する市民の声など、人権問題の把握と的確な対応が必要であるといったような趣旨を追加してございます。

主な修正点は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま、これまで委員の皆様方からいただきましたご意見、それらを参考に
していただきまして修正をいただいた点、ご紹介いただきました。これまでにな
かった点も含めまして、この人権教育・啓発の在り方ということについて、ご意
見をご自由にいただければと思います。疑問な点などもあわせていただければと
思います。よろしくお願いをいたします。

どうぞ、渡部委員さん、よろしくお願いいたします。

【渡部】 この人権啓発のときに申し上げようか、それとも後のほうで申し上げようかな
と思ったんですが、両方ともに関係あるものとして、崇仁地区の問題について申
上げたいことがございます。

崇仁地区、また他の同和地区と同じく、過去の長い歴史の中で多大なご苦勞を
なさってこられたことはご承知のとおりであります。同和行政終結後のこの地
区の今後の在り方について、特に人権啓発の視点からを含めまして提案を申し上
げたいと思います。

崇仁地区は、千年の都、文化観光都市京都の表玄関に位置しております。この
地区を京都を訪れられる年間5,000万人の方々に21世紀以降の新しい歴史
づくり、まちづくり、そしてそういうまちづくりに旧同和地区が、このような見
事な立派な開発が地区住民の皆さんと行政が手を取り合ってでき上がったという
ふうなモデル地区にしたいなと思っております。

これぞまさしく住民にとって住みよいまちとなった、あるいは住宅問題、浴場
問題なども解決できたと。また、訪れられる観光客の方々にも旧同和地区がこの
ように見事な開発が行われたという事実を実際に見てもらうことで、新しい人権
啓発の在り方を観光を機会に考えてもらえる学習の場となった、こういうふうな
私は取組が必要だと思っておりますし、これが私の願いでございます。

同和行政終結後の行政の在り方を考えるときの実際のモデル地区として、目
に見える形で崇仁地区、京都駅周辺の再開発事業を住民、市民と行政が、この事業
なら国庫補助金問題もクリアできるし、というふうな格好の案件として真剣に取
り組んでいただきますように、どこかに盛り込んでいただきたいと、このように
願っております。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

1つの地域を人権教育・啓発のモデルになるような、そしてそこが人権問題についての学びの場、そして今後そういうすばらしい場をつくり上げていくように、そういう案はどうだろうかというご提案をいただきました。いかがでございましたか。

どうぞ、リム先生、よろしくお願いします。

【リム】 先日、ニューヨークの友人からメールが来て教えていただいたんですけど、1月16日の「ニューヨークタイムズ」の第1面に京都の部落問題が掲載されていると。コピーをもらったんですけど、どういうことかということ、アメリカでは初めてアフリカ系のアメリカ人が大統領になったと。ところが、一方で日本ではどうかということ、具体的に元国会議員だった野中広務さんの写真が出ていて、部落出身であるということを隠さない極めてまれな政治家だと書かれているんです。しかも、政権与党のナンバー2にまでなった人で、総理大臣候補にもなった人が、実は今の首相が密室の会議で部落差別をして云々ということを紹介されているんです。日本ではそういうマイノリティーがアメリカのように台頭する可能性はあるのかということをお阪の西成の部落の女性にインタビューしたりとかしている記事が出ています。

何が言いたいかというと、私は一番最初の会議で言いましたけど、人権問題と環境というのは21世紀の人類の普遍的な課題じゃないですか。まさにこのことを真剣に世界中で議論しだしたという。そういう意味では、人権啓発というのは非常に追い風だし、それからもう1つ、先日アカデミー賞をとった「おくりびと」というのは、あの内容は部落の問題と切り離して絶対考えられない問題で、こういうことを誠実に考えるという時代になってきたんですね。

ですから、できれば今後の在り方のところで、市民と協働していくということがあるんですけども、まさに京都というのは世界の人権問題を考えるうえで非常に重要な経験を持っていて、海外からも注目されるようなポジションにせっかくいるんですから、積極的に世界へ人権問題を発信していくいろんなきっかけづくりというものを行政が率先してやっていくと。

どうも見ていると、前は行政依存型だと、今回は行政は手を引いて市民が勝手

にやって、それで協働だと、そんな感じが。そうじゃなくて、やっぱり行政はこのことを積極的に京都市の政策として展開していくということは書かれてもいいんじゃないかな。

大事なことは、くどいようですが、私はこれまでの同和行政というのは、行政と運動団体との、市民を議論に参加させずに密室談合型でやってきたことが問題なのであって、そういうことを撤廃して多くの市民が関心を持てるような仕組みをつくる、それは行政が率先してやらなきゃいけないということはぜひ強調しておきたいと思います。

【新川】 ありがとうございます。

重要な論点をいただきました。特に、京都市が一行政として人権の問題に今後更にしっかり取り組んでいただかないといけない。そして、京都ならではの行政の取り組み方や発信の仕方、あるいは学習への支援、京都市の役割があるはずだと、こういうご意見でございました。

また、これまでの人権行政全般について、やはり開かれた、市民の方々とともにオープンに議論をし、そして進めていく、そういう姿勢が重要なポイントになってきそうだということもいただきました。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

【長谷川】 両委員さんとも関連しますけども、やっぱり京都というのはいろんな意味で注目されているんです。例えば、環境の部分では京都議定書とか、渡部委員が崇仁地区を代表してモデルケースということをおっしゃいましたけども、例えばちょっと違った目で見ても、京都でしたら京都大学、ノーベル賞のほとんどの方が京都大学出身です。今回のこの委員会の方向付けは、他の府県ということにもいい意味で波及していったらいいなというふうに思っている次第です。

例えば、私が研究している会計の部分でも、以前は京都大学ではあまり会計とかいうのはマイナーな感じだったんですけども、最近では国際会計基準が導入されるということで、京都大学の教授が率先して国際会計基準を研究されたり、京都は非常に注目されていますので、そういう意味で、いい意味で波及していけばいいかなというふうに思う次第でございます。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

前々回、安保委員さんからは、楽しくわくわくというようなお話があったんですが、なかなかそういう文面にならないんですけど、もし何かございましたら。いかがですか。

じゃ、田多さんからお願いします。

【田多】 崇仁地区が京都の財産として、住んでおられる方が誇りを持っていただくような、そんなわくわくするような人権の、日本、世界へ発信する、そういうおへそのような地域になってほしいなと思いました。

【新川】 ありがとうございました。

少し京都から人権啓発・教育の新しいモデルを発信していけるような、そういう提案も私どものまとめのところできちっと言って、ぜひ工夫をしたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、安保先生。

【安保】 ここの中では、日常の中で楽しみや感動が共有できる仕組みというふうに工夫して入れていただいているとは思いますが、なかなかこういう文章にすることで何か挑戦的とか躍動的な感じがなくなってしまうので、ちょっとそれが、多分他の先生方がおっしゃっているのも、そういう世界に発信できるような新しい仕組みというか、それが今までの人権問題というと非常に否定的な暗い側面ではなくて、人の価値観のところで新しい多様性を獲得したそれぞれの、それを知ることとか学ぶことでより豊かになっていくというか、そういうところがもう少し盛り込めたらなと思うんですけど、なかなか言葉遣い的には難しいのかなというふうに思います。

それと、もう1つ、見直しの視点のところで、非常に行政だけではなくて、いろいろやっていかなければいけないというところを記載するために、2行目のところの「人権問題は人の心の闇に関わる深刻なものであり」と、深刻だというか、人の人生観とか価値観とか、そういうところに関わる問題だとは思いますが

も、「心の闇」というふうに書いてしまうと、ちょっと書き方として暗い何か克服できないようなものに思うので、もう少しこの表現に対しては、こういうちょっと情緒的な書き方ではなくて、もう少し違う書き方を工夫したほうがいいのではないかなと思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 個人的な思いみたいなことで思ってたんですが、安保先生、全く同じことを言われたんですけれども。

これは、資料のまとめのところのほうにもかなり書かれているんですけども、2行目のやはり「心の闇」という表現がどうしても何か文学的で、こういうある種の科学ですよね、書くべきところでは、これは何か別の表現の仕方がないか。後ろのまとめのほうはもっと何回か、この問題は非常に難しいという部分で「闇」とか「心」という言葉を使っているんですが、これはちょっと考え直したほうがいいのかなど。

それから、もう1点は、後ろのほうのまとめのところで申し上げようかと思ったんですけども、全体の文案のある種のスタンスが、どう見てもこれは、リム先生とちょっと似ているかもしれませんが、要するに市民と、それから行政がいろいろ図って、旧同和地区に対してある種の働きかけをしていると、そういう形にどうしても見えてですね。

つまり、ここの協働ということは、三角形じゃないといけないと思うんです。つまり、旧同和地区と市民と、そういう分け方としては問題かもしれませんが、いわゆる書かれている市民という。ある意味で、書かれている市民という中に、旧同和地区も当然市民ですから含まれているという見方もあるんでしょうけども、やっぱり文章になってみるとその辺のところが違ったニュアンスで見えてしまうんです。

ある種の指導とか、特に、後で言おうと思ったんですが、まとめのほうに「市民によるチェック」ということがいっぱい出てくるんです。僕はやっぱり違うと思うんです。チェックというと点検的なニュアンスでどうしても受け取られますから、ある意味で、上下関係はもちろんないんですけども、チェック、点検と

いうニュアンスでどうしても出てくる。それが、しかもリフレーンされていますので、非常に気になることでした。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、幾つかご意見をいただきました。「闇」という言葉の使い方、当然、水平社宣言以来のことではあるのですけれども、これについては少し私どもなりに改めて客観的な書き方がどうできるかということについては検討させていただきたい、ちょっと事務局とも相談をさせていただきたいと思います。

それから、行政の役割ということについては、やはり責任を回避しているのではなくて、京都市、行政としてなすべきことというのが当然あるということをきちんと踏まえた上で、今回のまとめ全体を通じてもそうですが、啓発・教育のところでもその役割をきちんと出していくみたいなところを、改めて全文を見直しさせていただければというふうに思っております。相談や救済の推進ということにつきましても、漸次窓口を整えますというような言い方では何も責任をとっておらんではないかと、こういう話になるかもしれません。このあたりもどういう責任の取り方があるのかということを少し検討させていただければというふうに思っております。

それから、この啓発・教育のところでもやはり市民と行政という言い方をしていますけれども、旧同和地区、あるいはこれまで差別をされていた方々との協働ということをきちんと意識をしていったほうがよろしいというご意見もございました。もちろん、当然市民でいらっしゃるのです、その市民の範囲、あるいは市民の中に多様な利害関係者、多様な関係者の方々が本来は入っているはずだというのが大前提ではあるんですが、そのところがこういう文章にしてみるとそうは見えなくなってしまうという、そういう問題については少し表現も含めて検討させていただければというふうに思っております。

また、この人権文化を京都から発信していくというところ、そして、これをこれからの京都の中で未来に向けての大きな財産として、この人権文化が世界に先駆けて、また世界に冠たる人権都市としての京都をつくっていく。その重要なき

っかけが、特定の地区をどう出すかという問題はまた少し検討させていただきたいと思いますけれども、この京都からそうした議論が再発して、そういう人権都市ができ上がっていく、そういうところをぜひ、今回の啓発・教育のところでは一番それを打ち出しやすいところかというふうに思っておりますので、このあたりは工夫をさせていただくということで、少し今日のご意見を踏まえて私どもの最終のまとめをさせていただきたいと思います。

また、次回、最後のご確認をいただくということで、今のような修正を入れさせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、恐縮ですが、人権教育・啓発の在り方につきましては、今回の案に幾つかの修正点を入れさせていただきまして、まとめを作成させていただき、また次回委員会までの間に委員の方々にもう一度、それこそチェックを入れていただきまして、次回、最終案を何とか取りまとめられればというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、引き続きまして、最終報告案、お手元に資料2、3、4の形でまとめさせていただいてございます。最初に全体、どういう並びでまとめさせていただいているのか、簡単に私のほうから説明をさせていただいて、その後、ご議論をいただければというふうに思っております。

お手元の資料2、まずご覧いただければと思います。報告書の全体の構成です。報告書としての構成のイメージとしては、大きく「はじめに」ということと「各検討項目について」、それから「今後の行政の在り方について」、「おわりに」と、大体通常の報告書の並びになっておろうかと思えます。

なお、巻末に参考資料を付けるというやり方でいきたいと思えます。各検討項目につきましては、2番目のところでこれまでご議論いただいたまとめ（骨子）、これをもとに文章化をしたものを少し事務局にもご苦勞いただきまして、まとめさせていただいてございます。

なお、自立促進援助金制度につきましては、既に中間報告の形で私どもの報告をさせていただいてございましたので、資料のほうに出させていただいて、こういう形になってございます。

続きまして、各検討項目についてということで、目次の順番に従いまして進め

させていただければと思います。

Iの「はじめに」のところは、これまでの経過を述べるということで、実は今回、まだできておりません。これは次回、またご検討をいただければというふうに思っております。資料2の目次に従いまして、少しご検討をいただければと思いますが、2番目の「各検討項目について」というところにつきましては、お手元の資料4のところに「コミュニティセンターの在り方について」から、5番目の「市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方」について、これは先ほどご議論いただいたものがこういう形になります。それぞれこれまでご議論いただいたまとめ（骨子）に従いまして、それを文章の形で書き下すという格好になってございます。

その際に1点ご確認をいただきたいのは、例えば「コミュニティセンターの在り方について」という資料4の1ページ目をご覧くださいと、最初に（1）概要及び経過というのがついてございます。これにつきまして、ご覧いただければおわかりのとおり、この概要及び経過につきましては、これまで意義・役割から始まっておりましたものを詳しく大きな前提として、これまでの概要・経過を付け加えさせていただいている、こういう格好になってございます。

あとのそれぞれの項目、改良住宅のところもそうでございますし、以下、崇仁地区のところ、市立浴場その他の地区施設、人権教育・啓発のところも同様でございます。こういう少し説明が詳しく付けられているということでございます。

そして、それぞれ意義と役割以下、現状と課題、見直しの視点、今後の在り方についてということで、これは従来ご審議をいただきましたまとめ（骨子）に従って文章化をしたという格好になってございます。あらかじめお目通しはいただいておりますけれども、後ほどまたご意見をいただければというふうに思っております。

目次でいいますと、その後に3番目、「今後の行政の在り方について」ということで、お手元の資料3の形で、これが一応私どもなりのまとめをお示しするという部分として出させていただいてございます。ここでは各検討項目をご検討いただく際にいただきましたご意見を中心に、これまでの議論の中で今後の行政の在り方について、やはり私ども、この委員会としてきちんと触れておかなければな

らない点、これをお手元のような形で、6ページにわたりましてまとめさせていただいております。これまでご審議いただいた重要な論点については、おおよそ網羅できているのではないかというふうに思っておりますけれども、これも少しこの後、ご意見をいただければというふうに思っております。

この今後の在り方につきましても、1ページ目のところにまずは成果と課題ということで、これまでの成果がある一方で一定課題があった、問題点があったということ。それから、法期限後の現状認識を2番目に、そして2ページ目の下のほうから今後の行政の在り方について、行政の刷新としては、開かれた行政、そして普通のオーディナリーな行政、それから行政の行政依存からの脱却という3つの刷新方針を取りまとめさせていただいております。

4ページ目以下では、こういうこれからの行政の在り方として、(2)で市民との協働による行政の進め方、それから最後に同和行政の成果の部分、非常に大きな資産、貴重な財産をこれまで構築してきた、それを更に今後も発展的に継承をしていく、そういう観点から5ページ目の同和行政の成果の継承ということを書かせていただいております。

なお、6ページ目は「おわりに」ということで、これまでの付言すべき事項等々について出させていただいております。6ページ目の「おわりに」は、全体のまとめに当たって、この委員会としてなかなか行政の在り方そのもののものの中にも十分に触れ切れなかったようなところを少し今後の課題として、積み残しと言われるかもしれませんが、当委員会として期待をしたいこと、要望したいことということで幾つか出させていただいています。今後の進め方に当たっての丁寧な対応、また特に従来の行政のサービスが提供されてきた、従来の行政になれ親しんだ方々にとっては非常に大きな変化を強いる場合もございます。それへの対応、特に高齢の方々への対応ということを要望させていただきました。

また、実際にはごく限られた施策の整備ということにとどまっていて、なかなか行政の体質であるとか、あるいは組織の問題であるとかに切り込んでいない。これについては、一定、これまで議論があったところもあるのですが、やはり様々な課題の中で十分に議論し切れなかったところが市政の中にもたくさんあるだろうという認識はしておりまして、これについての今後の適切な改善、見

直しというのをお願いした、そういう「おわりに」の書き方になってございます。

以上、これを少し私どもの最終のまとめとして考えていきたいということでございますので、この後、ご審議をいただければというふうに思います。

それでは、少し時間も押しておりますようではございますけれども、それぞれのまとめのイメージについて、ご意見がございましたらいただいてまいりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。特に、まずは資料2のこういう大きな流れについては、問題なければこういう形でまずはまとめさせていただきたいというふうに思いますが。

どうぞ、中坊先生、お願いいたします。

【中坊】 全く形式的なことですけど、検討項目について、1がコミュニティセンターの在り方になっていきますけれども、やはり援助金問題も検討項目の中に入っていたわけですし、それから行政の在り方でもその問題に触れられているわけですから、検討項目の中の1はやっぱり援助金の中間報告のほうが入ってくるのが順当じゃないか。

【新川】 やっぱりこっちへ入れたほうがいいですかね。

【中坊】 そうじゃないかと思えますけど。

【新川】 わかりました。

既に中間報告という形で自立促進援助金制度の見直しについては報告させていただいておりますけれども、改めて、当然検討項目の重要な柱でございまして、本文中で本報告の中にきちんと入れたほうがよろしいと、こういうご意見をいただきました。

特にご異論がなければそのようにさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、全体の構成はそういう方針でまとめさせていただきたいと思います。

それでは、少しそれぞれ論点があろうかと思えますけれども、今日、いろいろとたくさん新しい文章の形になってございますけれども、特に本日、資料3の部分につきましては、当委員会として実質初めてご検討をいただくということになりますので、ここについて簡単に内容をご紹介させていただき、ご意見をいただ

いて我々の案を固めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

資料3の1ページをお開きいただければと思います。Ⅲ、今後の行政の在り方について、その1番目では同和行政の成果と課題ということについて、これまでの同和行政の成果を改めてここにあるような形で確認をし、その上で同時に様々な同和行政に関する、また市行政に対する問題指摘や不信、これを生み出した要因というのを指摘しております。ここは反省点というような観点で書かせていただいております。

1つ目は、やはり現時点から見れば社会情勢の変化に適切に対応した見直しとというのができていなかったという点。大きな2つ目は、漫然として画一的にその事業というのを継続してきたり、国等の制度に依存をしてきたり、また、こうした同和行政というのがややもすれば市民に対して広く開かれた場ではなかなか議論されてこなかったという印象を持たざるを得ないという側面について、問題指摘をさせていただいています。

そして、こういうものが複合する形で市民の不信、行政に対する問題指摘があったということを課題として、これらをどう払拭していくのかというのが大きな課題というふうに書かせていただいております。

2番目の法期限後の現状認識ということについて、法期限後という状況を踏まえて、今後の行政の在り方について今一度検証が必要であるという観点から、1ページ目から2ページ目にかけて、もう一度まとめ直しをしてございます。

既にこの特別法に基づきました旧同和地区の問題の解消ということについては一定成果を得ていて、特別な施策については必要ないということで、法律そのものは平成13年度末、終結をするということで法期限を切られたということになりました。もちろん法律が終結をしたということになっても同和問題がすべて解決をされたということではなくて、むしろ一般施策としてこの同和の問題もその中で扱われている、そういうことでありますし、今後も一般施策の中で扱わなければならない問題、高齢化の問題であるとか、あるいは貧困の問題であるとか、こういうところについては当然、引き続き取組が進められなければならないということでもあります。

ただ、一般施策としてこういう問題に取り組もうというときに、やはり最初のところの問題点、課題として述べましたような不信感を招きかねないような行政の在り方ということがされていたのでは、これはやはり市民の方々に対する説明ができないだろうということでございます。そういう観点から、この2ページ目の真ん中あたりのところで、この委員会が……。

傍聴の方、恐縮ですが、ご静粛をお願いをいたします。

この委員会がそもそも設置をされましたのは、そういう不信感ということがある中で問題点を点検し、そしてそうした不信を払拭する、そういう方向を出すために設置をされたというふうにここでは確認をさせていただいてございます。

そして、当委員会としては、これまでの行政の在り方を検討する中で、やはり特別な扱いというふうに考えざるを得ないところがあったということで、それについて今後の同和問題の真の解決にとっても、そうした特別な状況が継続することが大きな障害になってくるのではないかと、そういう観点から必要な見直しというのをしていく必要があるのではないかとということで、当委員会としての意見をここでは述べさせていただく、こういう2番目のところの構成になってございます。

2ページ目の下のほうからは、今後の行政の在り方ということにつきまして、行政そのものをやはり変えていかなければならないということ。それから、大きな2番目に、市民との協働によってそれを考えていきたい。それから、3つ目に、同時にこれまでの同和行政の成果をきちんと継承をしていきたいという、この3つの柱で構成をさせていただいてございます。2ページ目、3ページ目、4ページ目、5ページ目と、その内容を記載させていただいてございます。

まず、2ページ目の3、今後の行政の在り方、(1)行政の刷新につきましては、ア、イ、ウということで、「オープンな（開かれた）行政」、イでは「オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない、普通の）行政」、そして、ウとして「行政の行政依存からの脱却」ということを挙げさせていただいてございます。

まず、ア「オープンな（開かれた）行政」ということでございます。これは、広く市民に開かれた行政の展開が必要であるということでございます。当然、平等に公正に市行政が進めていかねなければならないという趣旨でございますし、

その市の活動がどういうふうにして進められているのかということについて、常に透明性、公開性を持って進められていくということが重要だということを言いたいわけでございます。

特別施策という点については、基本的に旧同和地区住民のためのものということとでございました。それが大前提でございましたので、必ずしも十分に広く市民の方々一般に対して公開性、透明性が保たれていたかということについては、これはやはり一定、やむを得ない事情でそうになっていなかったというところがあったかもしれません。しかし、今日の時点では、それはやはり許されないというふうに考えてございます。

そうした観点から、コミュニティセンターの開かれた活用、あるいは改良住宅の建て替え、また旧同和地区のまちづくり、これについて、やはり開かれたまちづくりや開かれた施設の活用ということについて、どうしてもそれがオープンな、また普通の行政のようにはなかなか感じ取られていないという側面を改善していく必要があるのではないかとうたわせていただきました。

これまでの施設あるいは施策というのが広く市民に開かれたものになっていたかどうか、そういう観点から私どもは見直しをしていく必要がありますし、今後とも常にそうした検証をしていく必要があると。その企画段階から、先ほど山本委員からは、どうしてもこの言葉が気になるというふうにご指摘をいただきましたが、チェックが、しかし市民的な視点からは市民の目が入るという意味で、こうしたチェックが必要なのではないかとということで、このオープンな行政というところを書かせていただいております。

次に、３ページ目の真ん中あたりから、イ「オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない、普通の）行政」という項目を書かせていただいております。もちろん普通の行政というのが一体何であるのかということについてはいろいろ議論があらうかと思えますし、時代によって変化もあるのではないかと考えておりますけれども、ここでは行政の基本にあります平等性や公平性、公正さ、そうしたものが当然にあらゆる分野にわたって一貫されるべきであると、そういう趣旨で普通という言い方をさせていただいております。

普通であった手法、施策、これも一般的な用語でいえば、以前はそれが普通だ

ったという特別な施策もあるかもしれませんが、私たちは改めて広い意味で、本当の意味での普通になっているかどうか、公平さ、平等性、あるいは公正な扱いがされているかどうかということを厳しく検証をしていく必要があると考えてございます。こうした観点から、改良住宅の管理等々について言えば、やはり普通というふうに今の時点の市民的な感覚からすれば、現在の平等性というのを獲得していないという側面を指摘せざるを得ないというふうに考えております。

したがいまして、今後の行政の在り方については、4ページ目の上のほうに書いてございますように、改めてあらゆる意味において特別でなく普通のものかどうかと、こういうチェックをしていく必要があるのではないかと。ここもまたチェックが出てくるので、ご議論が後ほどあろうかと思いますが、そういう今現在の意味において、そしてまた将来にわたって普遍的な概念としての普通の行政に立ち戻っていくということを常に念頭に置いた、そういう施策の実施状況や運営状況を実現していくべきであり、また、そのために市民の目が入る、市民のチェックが可能となるような行政をしていくべきであるということを、このオーディナリーな行政ということで書かせていただいております。

次に、4ページ目の中ごろ、ウ「行政の行政依存からの脱却」というところについてでございます。

こちらのほうでは、もちろん行政というものが、常に社会の動きに対応して市民のニーズに応じていくものであるべきということは当然でございますけれども、それぞれの時代状況の事情はあったとはいえ、そうした制度を本当に社会情勢の変化の中できちんと活用してきたかどうかという点については、やはり自立促進援助金制度のご検討をいただく中で、本当にそれをきちんと検証をしながら、社会情勢の中で何をどこまでやるのかという検証をしないままに、国の制度があるのでそれを使ってしまうというような国補助金頼り、そして逆に、それを正当化の根拠にして行政を続けてきてしまったという矛盾があったのではないかと。そして、そうした矛盾に基づいて、この自立促進援助金という制度を続けるということをしてしまった、そういう問題を指摘させていただいております。

どうしてもこれまでの施策、これは国の制度への依存、それからこれまでどお

りの行政のやり方を踏襲しようとしてきて、実は本当に必要な地区の改良、実質的な地区の改良が進まなかったりというようなケースも当然見られるということになりました。国の制度や、あるいは従来の行政のやり方に対する依存関係、そこで適切にその時々 of 社会の情勢、その時点から将来を見通した改革の視点というのが出てこなかったという問題を、ここでは行政の行政依存ということで指摘をさせていただきます。

同和行政では、残念ながらそうした行政というのが続けられてしまう、そのことによってまた住民の行政依存という問題も更に深刻化をさせてしまった、それについての反省が必要である、こういうふうに考えてございます。

したがいまして、既存の制度にとらわれ、そしてその時々 of ニーズに即さない、そういう漫然とした行政が画一的にされていないかどうか、このことについて、やはり常に見直しをしていく必要があるというふうに考えておりますし、こういう行政の在り方を見直していくというときに、やはり広く市民の目にさらされている状態というのをつくっていくということが大事だと、こんなふうに考えているところであります。まさに行政の行政依存からの脱却ということを行政の刷新の3番目に掲げさせていただいているところでございます。

次に、4ページ目の一番下のところから、市民との協働について記載をさせていただきます。今後の行政の在り方として、やはりあらゆる差別が許されないような社会をつくり出していく上では、市民と行政との協働によって取り組んでいくということが不可欠であり、行政だけが一生懸命頑張っても市民の方々の意識や行動が伴わなければ差別はなくなるというふうに考えております。

また、行政の適切な役割分担、積極的な活動や支援がなければ、人権差別の問題が大きく前進をしないということも確かであろうかと思っております。この市民と行政の両方の力を合わせることによって今後の人権行政が大きく進んでいくのではないかと、そういう期待を込めて市民との協働ということを書かせていただいております。

今後は行政のあらゆる分野、行政執行のあらゆる段階での市民参加を進めるということ、そして市民の自主的な活動というのを行政としても更に支援をすること、このあたりを重点に置きながら、市民との協働による行政推進を今後

の行政の在り方の柱に据えるべきである、こういうふうに考えてございます。

最後に、(3)のところでは、同和行政の成果の継承ということで、これまでの同和行政は当然、様々な課題、問題点もありましたが、同時にすばらしい人権の問題解決に向けての努力や成果、そしてその中で京都市という都市の市民生活を支える重要な仕組みをたくさんつくってきた、そしてそれらは将来に向けて更に発展的に継承されていくべきである、そういう観点で5ページ目の同和行政の成果の継承が記載されてございます。

コミュニティセンターをはじめとする社会資源、地域の自主的な活動、こういうものが現在、これまでに分厚く蓄積をされてきているということでございます。こうした同和問題を解決しようとして取り組んできた京都市のこれまでの在り方、市民のこれまでの努力、これを京都のアイデンティティーと考え、その成果を今後のまちづくりにもっともっと生かしていくべきであるというのがここでの趣旨であります。

今後、当然のことですけれども、高齢化の問題や貧困の問題、これを私たちの社会は残念ながらすべて解消することはできません。また、人権問題に関わる様々な問題もいろんな形をとって現れてくるということが懸念されます。その際に、これまで蓄積をされた仕組みや知識、技術、そしてこれまでに成果を上げてきたそれぞれの地域での新しい取組、そういうものがより効果的にこれら、これまでの問題の、そして将来にわたる問題にも大きな効果のある方策になるのではないかと考えています。

地区施設につきましても、今後、市民に開かれた施設として、むしろそれぞれの地域づくりの拠点や、あるいは市民の活動の支えの場として、市民全体にとって貴重な財産として活用されていき、またその場でつくられた様々な活動というのが今後、地域の中の貴重なまちづくりの種として花開いていく、そういうふうに考えていきたいということで、より広くまちづくりに生かしていくべきものというふうに位置付けをさせていただきました。

市民、地域の方々の自主的な活動、それらが更にまた今後、大きく発展するようという期待も込めて、この同和行政の成果の継承ということを、それらへの十分な市としての配慮を含めて今後の行政の中で生かしていくべきということで、

この5ページ目のところはまとめさせていただいてございます。

6ページ目は、先ほどご紹介をしたとおり、おわりに伴って、内容は既にお話をしたとおりで重複いたしますけれども、重要なポイントは、やはりこれまでの施策や施設を中心的に利用してこられた方々に対する丁寧な周知、説明の必要ということについては、これまでも要望させていただいたとおりでございますけれども、改めてここでも記載をさせていただいております。

2つ目のポイントは、特に高齢者をはじめとして、やはり社会的に見て配慮を要する市民の方々がたくさんいらっしゃる。そのところについては十分な、そして丁寧な配慮をお願いしたいということでございます。

3つ目に、この委員会、やはり1年間という短期間での時間の中で検討せざるを得なかったということでもあります。改善策の中には、方向を示すということにとまってしまっている部分が多々ございます。そういうところについては、市におかれましても今後更に具体化に向けて適切に対応していただければということを書いてございます。

4点目は、実はこの報告で書かせていただいたような視点というのは、別に同和行政終結後の行政の在り方ということだけではなくて、京都市政全般にわたるものでもあります。そうした観点でも、よりよい市政に向けての改善をあわせて、この報告書の視点に基づいて進めていただければということを書かせていただいております。

以上、雑駁でございますけれども、これまでのご審議いただきました視点に従いまして、お手元、資料3のような今後の行政の在り方について、それから「おわりに」のところを少し作成させていただいてございます。この部分につきまして、委員の皆様方からご意見を賜ってまいればというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

なお、資料4の各検討項目についても、先ほどご説明いたしましたように、文章の形で書き下してございますので、これも何かご指摘等ございましたらあわせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞ、山本委員さん、お願いいたします。

【山本】 先ほど言ったチェックという言葉についての補足といいますか、つまり誤解の

ないようにしたいと思っているんですけども、3箇所か4箇所、出てくるんですけども、要するにこの大きな3の「今後の行政の在り方」についてということですから、文章のそれぞれの段落の締めは「今後の行政の在り方においては」という書かれ方をしているわけですね。

そういう意味では明快なんですけれども、今後の行政の在り方そのものについて、幅広い市民による点検なりチェックが必要であるということだと思んですが、ところが、例えば4ページの3行目から5行目あたりは、何が何に対してチェックするのか、その辺があいまいなんです、ダブルになっている部分もあるし。

だから、今後の行政の在り方について、行政の在り方そのものを幅広く点検するんだというところできっちり統一していただかないと、何か「うん、誰が誰をチェックするのか」のような誤解を招く場合が。

ですから、5ページ目の(2)の締めのところも、今後の行政の在り方というのはダブっているんです。1行目にあって、3行目にあるというふうなことがありますので、これもやっぱり今後の行政の在り方ということで、3、4行できちっと締めていく文体にするほうがわかりがいいし、誤解が少ないだろうというふうな気がします。ちょっとした言葉の使い方の問題で、すっきりと誤解のないようにしたほうがいいと。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

行政の在り方についてのチェックという趣旨で、それが明快に出る形での言葉遣いにすべて直させていただくということで、ここはご了解いただきたいと思います。チェックという言葉自体は、あくまでも行政の在り方に対するチェックという位置付けをすべて明確にするということで、ここは整理をさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、細田委員さん。

【細田】 細田でございますが、1つは最初の行政の在り方の同和行政の成果と課題、これは私だけの見方かもしれませんが、この文章自身は何か同和行政、同和地区というのをものすごい悪い地域だというような印象をあまりにもちょっと与え過

ぎているのではないかなと。今までの経過の中で、こういうことがあったということ、を少しこの中には入れるべきではないかというのが1つでございます。

それから、2つ目は、2月5日に各団体、傍聴者のご意見を聞かせていただきました。そのポイントは、やはりコミセンに関わるのが一番大きかったのではないかなというふうに思います。

今、一番最後の「おわりに」のところにありますように、見直し等の過程については市民の意見を十分に聞いたり、いろいろなことをやってくださいというお願いをしているわけですけど、今、市会の中でコミセンを廃止するということは言われていますし、一方ではそれぞれの地域においては職員はすべて3月末で引き上げるとか、それから事業も停止やとか、貸館事業については入札を既に行われているように聞いておるわけですけど、あまりにもこの委員会自身で今、最終まとめをやっているにもかかわらず、もう行政としてそのことをやっておられるということが、私はこの「おわりに」の言葉自身があまりにもかけ離れているのではないかなというふうな感じは正直あります。

そういう意味からいえば、私はいろいろな団体の方や傍聴者の方々の意見の中では、やはりコミセン自身を激変緩和する中で、市民、その地域の人を巻き込んだ形でどうあるべきかということ、もちろん同和の方も市民ですので、市民の方と十分意見を戦い合わせて、それが開かれたものなのかというふうな形でまとめるべきではないかと。先走ってとは言いませんけど、あまりにも先、先行かれています、私はこのおわりにの言葉自身が、もう京都市は今、行政で市会に出されているわけですから、そのことは本当に正しいのかどうかということに対しては、少し不満を持っているところでございます。

【新川】 ありがとうございます。

もちろん私どものコミュニティセンターの在り方については、今、細田委員からご指摘がありましたように、今後の在り方について、既に資料4の4ページ目、5ページ目でかなりしつこいくらいに書かせていただいておりますけれども、やはりこれまでのコミュニティセンターの蓄積を生かして、地域の方々、そして広く市民の方々の参加を得て、行政と一緒に今後の在り方を考えていただきたいという趣旨で、特に5ページ目の締めをさせていただいているということがござい

ます。

ただし、実際に今、市会その他で議論をされたりというのを見ると、どうもこういう趣旨とは合っていないという状況が現実には進んでいるという印象を強く持たれているという問題指摘をいただきました。私どもとして、何をどこまで言えるのかということは難しいのですけれども、少なくとも我々のこの報告に基づいて、市としては当然対処をしていただく。

もちろん当委員会、あくまでも諮問に対して報告をするという委員会でございますから、最終的には市のご判断ということにはなりますけれども、こうして検討してきた成果というのは、できれば十二分にご配慮をいただいて、諸決定、あるいは今後の行政運営を進めていただきたい。そういう観点からすると、今の細田委員のご指摘についても、当然、一定、ご配慮があつてしかるべきかというふうには考えてございます。

この点につきまして、各委員あるいは事務局のほうから何かございましたら。特にございませんでしょうか。事務局はよろしいですね、趣旨は。

どうぞ、リム委員。

【リム】 今、細田委員のおっしゃられたこと、私も同感ですし、それから前回、2月5日の各団体の方たちのご発言をお伺いしたときも、この委員会に対する不信感をお持ちだという感じでしたね。明らかにいろんなことがもう答えがあつて、それを何か正当化させるために委員会を利用しているんだみたいな。これは私の個人的な邪推かもしれませんが、そういうところは多分あるんでしょう。この間の、つまり行政は行政の都合があつて、この委員会を立ち上げられているのかもしれませんが、少なくともこの委員会は行政から諮問されてやっていますから、委員会の独自性もあるわけで、委員長が今おっしゃいましたように、委員会としての提言をされていると。

そういう意味で、私は、実はこの3番目の今後の行政の在り方についてのところ、非常に大事で、私自身はここを明確にするということが一番大きな役割だと思っているんです。各論のところは、行政にもいろいろ都合があるでしょう。しかし、コミセン問題についても、私たちは年度内にどうこうとか、そんなことは一度も議論してないはずですし、細田委員がおっしゃいましたように、地元とし

っかり、地域の人も含む市民参加でコミセンの在り方をどう考えるべきかということも検討してほしいということを言ってきましたし、私たちのスタンスはそうだと今も思っています。

しかし、行政は行政で独自のいろんなご都合でやられる、それはそちらの勝手であって、もっと言うと私たちがどうこうコントロールできない部分でもあるのかもしれないというふうに、少しそういう個人的なお話です。

私自身はこの委員会、意義というのを感じたのは、実は前回の団体の方で、地域の住民の方たちの意見発表の場で、傍聴者の方が非常に鋭い指摘をされました。議員さんとかいろんな人に同和問題をどうとらえていますかと言うと、みんなばらばらだと。そうだと思います。しかも前回の4つの団体のお話を聞いたら、みんな認識がばらばらで、これが現状であって、それが悪いことではないと私は思っているのです、そのことがようやくメディアを通じて公開になって、市民の前で明らかになってきたということ自体が、私はこの委員会の役割としては非常にいい成果。

だから、そういう違いがあっても当然だけど、その違いをどう乗り越えていくかというところが、これから非常に重要になっていくテーマだということを私たちは問題提起できたのかなというふうに、自画自賛かもしれませんが、思いました。そういうスタートラインをつくったということが、私は1つ、大きかったと思っています。

それから、もう1つ、オーディナリー、普通のとおっしゃいましたが、特別施策から一般施策へという意味は、一般施策になったら忘れてしまう。これも前回、どこかの団体の方がおっしゃいました、法律が切れれば縁の切れ目、金の切れ目が縁の切れ目、そうならないといけないというお話だったですけど、一般施策化するというのはどういうことかということ、もう外せない問題にするということなんです。

例えば、70年代に革新自治体が登場したときには、住民参加という言葉が非常に新鮮に出た。それまでは行政、住民参加はあまりやられなかった。しかし、今となっては、住民参加はもう立派な外せないもの。あるいは、中坊先生が取り組まれた森永ヒ素中毒の問題とか水俣病の問題、食に関する安全、まだ十分じゃ

ないけれども、あるいは環境問題、公害問題、これはもう外せない問題が一般化してくる。この人権問題を一般施策化したということは、更にこれはもう外せない問題にしたということ。

ただ、その対象が、かつては最も部落に貧困と環境問題が集中したけれども、ある程度改善を見て、しかしこれからも部落差別、民族差別、女性差別、高齢者差別、障害者差別、それから自分の責任でもないのに一生懸命働いても生活が成り立たない人たちへの支援ということはまた起こってくるはずであって、そういう問題に今度はより積極的に取り組んでいくということだと思います。

そのときに、私は最もここで言いたいのは、行政の体質をこれまでから展開しなければいけないということが最大のポイントだと思っています。ですから、細田委員がおっしゃいましたように、いかにも部落だけが問題あるみたいなことではなくて、例えば行政の密室行政体質というものが今回の保育園連盟の問題も引き起こしていますし、他にも問題があるかもしれません。これは京都市だけじゃなくて、これまでの行政の、あるいは行政の中の行政中心主義あるいは行政万能主義、そういったことの問題が出てきているのであって、そのことをこの委員会を通じて私は指摘できたと思っています。

とりあえず以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

随分リム先生からは高く評価をしていただいて、ありがたいと思っております。もちろんいろんなご意見がおりかと思えます。特に、若干、文言の面でももう少し、今ご指摘があった点、1つは同和行政の評価や、その在り方については、やはり多様なご意見があるということ。そして、地区への見方や人権行政それ自体についての見方もいろんな評価の仕方があるということで、それらを乗り越えて、やはり人権問題の解消や、これからのまちづくりを実際にそこに住まわれる方々のために、またその方々と一緒に考えていく、そういう新しいまちの在り方や人権問題解消の在り方、そしてその中には貧困の問題、福祉の問題を含めて地域課題を解決していくような在り方というのを考えていけないといけない、そういう重要な視点が1つあったかと思えます。

それから、もう1つは、やはり特別施策から一般施策へという、確かにリム

先生がおっしゃるとおり、何だか従来やっていたのがなくなるというイメージを当然持たれるということになるんだろうと思いますが、もちろん社会全体として問題を共通に受けとめていく、そういう施策への展開だというふうに積極的に位置付けていく必要がありますし、また私たちもそうした観点から、これからますます人権問題の重要性ということを改めて認識をし直す機会に今回のことがなればというふうに願っています。

行政の体質のところは、かなり本文の中でも書き込ませていただいているかと思いますが、まだまだひょっとすると体質改善のところでは行政の行政中心主義といえますか、行政万能主義ということがございますので、そういうところの払拭ができているのかどうか。本当にこれまでの行政の在り方というのを変えていくということは大変ではありますけれども、それをぜひ進めていただきたい。

今回のコミュニティセンターの問題についても、行政の対応の仕方というのは、ある意味では行政万能主義というようにところが表れているかもしれない。あるいは、行政中心で物事が少し進み過ぎる、また逆にそういうふうにはしかとらえられないような行政の在り方というのがこれまであったということもあるのかもしれない。行政の都合もあるかもしれませんが、そういうことが見えてしまうということの問題というのを改めてきちんと認識はしなければならないかというふうに思っております。

ありがとうございました。重要な視点の指摘いただきました。うまく文章の中にそれが入るかどうか、自信はないのですが、少し表現で工夫ができれば、ぜひそういうふうにしてみたいというふうに思います。

どうぞ、中坊先生、よろしくお願いします。

【中坊】 今、リムさんのおっしゃったようなことも含めまして、特に前回のああいう皆様のご意見を聞いたことも踏まえまして、この原案では行政の在り方について、最後にまた全体のおわりにというのがありますね。ここらあたりに今のリム先生のおっしゃっていただいたことも入れて、1つの項目として、総まとめとして細田さんのおっしゃったことも、どこまで詳しく書くかは別問題で、その意味するところはやっぱりお書きいただいたらいかと思うんですがね。

だから、行政の在り方のおわりにというのと、すべての報告のおわりにという

ところのめり張りをちゃんとつけていただいて、今日はその全部のやつはまだ出てないわけですから、そこらあたりに今のリムさんのおっしゃっていただいたこと、前回の意見を聞いたことの結果等を踏まえて、本当にまさにおわりにというところで書くというようなことにしていただいたら。

【新川】 ありがとうございます。貴重なご示唆をいただきました。

そうですね。6 ページ目のⅣの「おわりに」のところで、一連の当委員会の検討結果の中でのコミセン問題、それから行政の在り方についてのご指摘を改めて6 ページのところで今後の在り方全般ということで、繰り返しになるかもしれませんが、前のところで出せることではあるのですが、もう一度きちんと総括的に指摘をして、それをトリとして重要かというふうに思いましたので、少し入れるように工夫ができればと思っております。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 ちょっと二、三。

1 つは、リム先生の言われたこと、僕は全く同感な部分がありまして、個人的な話で恐縮なんですけれども、僕は報道の現場にいまして、20 年前と今日、こうした委員会で交わされている話とか、それからこの前の関係団体の皆さんのご意見、全く違う意見が自由にここで出されているという、ほとんどやっぱり感動すら覚えています。最初の、だから、1 年前にここに参加するときに思っていた僕の思いと今現在とは全然違って、こういう場が公開の場で、難しい問題でありますけれども、率直に議論されたということは、僕自身にとっても大変ある種の驚きといいますか、今後の大きな礎石になるというふうに思います。

それと、あと細かいことなんですけれども、7 ページ、個別のところなんですけど、改良住宅の建て替えについての4 行目の「しかしながら」からの文章が5 行にわたってワンセンテンスで進んでいるんですが、非常に大事なことを書いているんですけどわかりづらいので、ここはセンテンスを切るとか何かしていただいて、人口が減っている理由も含めて大変大事なところなんですけど、住宅の建て替えにより人口が減っているとか、僕の理解が正しいのかどうかわかりませんが、もう少し明快に文脈を分けて書いていただくほうがいいんじゃないかなと。

あと、文体で細かいところが随分、事前に見せていただいたときに言ってから
は直っていますが、これは全く文章上の問題ですが、16ページの意義と役割の
ところに、3行目に「大きく寄与し」というのが2つつながっているんです。こ
れも当然1つにまとめて、十分な内容ですので、それはすっきりとそれで。

それから、21ページ、先ほど安保先生がご指摘したところですが、「闇」につ
いて、事前に見せていただいた初稿よりはかなりすっきりしていますけど、ここ、
「闇」と書かれるとどうしようもないという絶望感が漂いますので、何とか違う
文脈で整理し直してと。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、リム先生。

【リム】 さっきの安保先生がご指摘された「闇」についてのところですけども、ちょ
っとあのとき考えて思ったんですけど、要するにこういう意味じゃないかなと思
うんです。例えばインターネットで非常に卑劣な書き込みがあったりすると、ま
すます状況が厳しくなっていく。でも、考えてみると、そういう人が今増えたわ
けじゃなくて昔からいるんです、だから差別問題、かつては、それが本性があら
われてなかったのが、今はネットでそういった人たちの本性が出てきていると。

ということは、要するに人権問題、同和行政の一般施策化というのはさっき外
せないものだと言ったんですけど、どういうことかということ、絶え間なく努力し
ていかなきゃいけない問題で、つまり自然に解消される問題ではなくて、絶え間
なくそういう差別という問題は起こり得る問題で、それに対する絶え間ないチャ
レンジを我々はしていかなきゃいけない。そこに市民のアイデアですとか創意工
夫とかをいかに求めていくかと、そういうことなのかなというふうにちょっと考
えました。

【新川】 ありがとうございます。

むしろ人権問題、あらゆる社会問題がそうですけれども、問題解決に向けて努
力をしていかなければ、そしてそれを続けていかなければやはり解決できない、
そういう重要な課題の1つとして、この人権問題というのもあるのだということ
が改めて我々としても認識し直しておく必要があるのかと思いながら聞いており

ました。

どうぞ、渡部委員さん、よろしくお願いします。

【渡部】 私も全く同感でして、努力をし続けていくということをやっているかなきゃならない。そのときに、私、最初に申し上げたときに、目に見える形でやはり何かを具現化していかないと、考え方ということになるとついつい消極的になってしまったり目に見えなくなってしまうたりして、忘れ去られてしまったりということになってしまいますので、崇仁地区の問題は非常に私、財政の問題があれば、国庫補助返還の問題がありますよね。それを解決しながらあそこの再開発ということについて、非常に私は適しているところだというふうに思いますので、ぜひ目に見える形でこういう事業をずっと継続して行って、みんなの意識が、住んでいる人はもちろんのことですが、観光に来た人でもそれが啓発されるような、そういうものにしていく、ぜひそういう目に見える取組というものを何か盛り込んでほしいなというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

そうですね。やはり目に見えて、こういうところで進んでいます、あるいはこういうところをやらなければなりません、またこんな成果がありましたということ客観的にお示しできるようなものが目の前にあると随分違うと思いますね。ぜひそんな方向も考えていただいてもいい。

そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、山下委員。

【山下】 失礼いたします。

全く別の話になるんですが、今後の在り方の中で、オープンな行政という言葉があったと思うんです。よくオープンという言葉はいろんなところで使われて、すごくわかりやすく簡単な話なのかもしれませんが、簡単にオープンな行政という言葉が使われているんじゃないのかなというような印象がございました。

各施策の今後の在り方の中に、いかに市民の方に近いものにしていくのか、市民感覚にしていくのかというところの部分がなかなかない中で、まとめでは各問題について書いていただいているんですけども、改善を要する、抜本的な見直しが必要であるという項目が続く中で、本当に開かれたというんですか、本当にど

ちらかといいますと市民目線で見た行政というんですか、そういったところが少し客観的にというか、すごくあとはお任せする部分も入っているんですけども、少しその辺の具体性であったりというのが見えない部分があって、本当の意味で市民の方が今、接する情報量が少なく、接する場が少ないということもあるかと思うんですが、本当に市民の方がどうすればオープンな行政だと私たちが思えるのかというところがすごくわかりづらいなと思いますし。

多分、ここの部分は啓発事業のところにも関わってくるのかなとは思いますが、そういったところも含めて、また考えていただければなと思いました。

以上です。

【新川】 ありがとうございます。

山下委員からは、オープンな開かれた行政ということをもっと具体的に進めるようなステップや、あるいは市民の方々に実際にどういうふうに公開性や透明性を確保していくのかという、そのところに踏み込んでいく必要があるし、それがなければ実際にオープンな行政というふうに言われても絵空事のように思えるというようなご意見かと思いました。

具体的にどういう書き方をするか、ちょっと難しいかなというところもあるんですが、少しオープンの意味、一般的には情報の公開や提供をどう進めていくのかということですし、それから行政の運営の仕方、進め方というのを常に市民の目にさらされるような形で進めていくにはどうしたらいいのかという工夫が中心になってこようかと思えますけれども、このあたり、もちろん市民は既に情報公開条例や市民参加条例等々、法的手順、また行政手続条例のような関係者にはきちんと開示しなければならない、そういう分野というのがあることはあるんですけども、それら、改めてこの人権行政の中でも、また今後の行政全体の中でもそうしたオープンさというのをどう確保していくのか、そういう観点から具体的にこういう方向をきちんと出して、こういう取組をきちんとやっていきたいと思います。というようなことを少し書けるようであれば、そうさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょう、関連してでも結構です。

どうぞ、安保先生、お願いします。

【安保】 この今後の行政の在り方についての1ページ目の同和行政の成果と課題、このところで要因分析をされているんですが、これをもとに3の今後の行政の在り方になってくるんですが、この分析の書き方が非常に問題点を、今までだったらこういうことは書けなかっただろうなというところを書かれておるんですけども、ただ、言わざるを得ないとか指摘せざるを得ないということが続くので、何かやむを得ず遠慮しながらしているという感じがあって、何かこの辺の歯切れの悪さが多分、これを分析した後で、次の今後の行政の在り方というのが出てくるので、こういう書き方でいいのかなというか、せっかく書かれているのに非常に消極的な指摘で、ちょっと委員会としてこういう認識ならば仕方ないと思うんですけども、もう少し違う言い方ができるのではないかなと思うんです。

【新川】 わかりました。

確かにちょっと工夫してみる必要があろうかと思います。ここの成果と課題というところについては、先ほど細田委員からもご指摘がございましたけれども、成果として何を評価するのか。一方では、どう我々としての課題の認識を示すのかということが重要で、その点では何か無理やりそう言わされているような、そういうイメージを持たれるのも、これも当委員会としては、やはりその責任を十分に果たしたと言えないというところもあろうかと思います。

成果が何であって、一方ではそこに同時に問題が発生してきた、それを我々として課題としてこうとらえたという、そういう言い方を少しもう一度整理をさせていただいて、次回、ご提示をさせていただければと思います。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、田多委員さん、よろしくお願いいたします。

【田多】 資料1に戻るんですけども、市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方についての2番の現状と課題の○、4つ目なんですけれども、社会情勢の大きな変化に伴い云々で、「人権を取り巻く状況はむしろ厳しさが増している側面があるとも言える」と書いてあるんですけども、10年ぐらい毎年自殺者が1万人を超えるというちょっと異常な状況ですので、「むしろ厳しさが増している側面があるとも言える」というのはちょっと私にしたらいまいな感じがしたんですけども。

【新川】 このあたりも含めて検討させていただきます。

どうぞ、リム委員さん。

【リム】 何となく感じるのは、要するにここで議論していることを事務局が文章で書きとめられますよね、もちろんそれは委員長のご指導で。だから、今のもやもやした、何かというと、主語が誰なのかということだと思うんです。委員会の報告とはなっているけど、書いているのは行政の事務局だし、でも、明らかにこれはこの委員会ですので、この委員会として何を指摘するのかということさえ合意できて押さえられれば、そういうふうに書けばいいんだと思います。

そういう意味では、くどいようですけど、どうも読んでみると非常に、安保先生がおっしゃいますように、歯切れが悪いところで、何かこれまでの同和行政の矛盾、問題点は運動団体にあるのではないかとか地区にある、もちろんある部分もあるでしょう。だけれども、ここで問題にしているのは行政の在り方ですから、行政の責任のことはどうなのかということを私たちは指摘すればいいと思って、そういう意味では、市民の啓発もしなきゃいけないというのは、いかにも市民が無関心で何とかしなければ、そういうことじゃなくて、そういう状況をつくってきたこれまでの行政体質は厳しく自己批判されなければならないぐらいのことは、まず前提にあってもいいのかなと思うんです。そうすると、あとの言わんとしていることが。

これは、決して今いる行政の人たちを個別に誰かを攻撃しているわけじゃなくて、そういうふうにシステムの在り方自体を変えていくことによって、京都市行政もうまく運営されていくのではないかというふうに。

【新川】 ありがとうございます。

多少は資料を準備させていただく段階で、私自身も遠慮があったかもしれないと思いつつ聞いておりましたが、もちろんこの報告は当委員会として報告をさせていただきます。当然、委員会が主語でありまして、委員会としてどうもの申すかという、そこが我々の責務でもありますので、そうした観点でもう一度書きぶりも見直させていただく。加えて、そもそも同和行政終結後の行政の在り方の総点検、これが当委員会の原点というか出発点でございます。そのこのところをもう一度しっかりと踏まえた書きぶりにさせていただければというふうに思っており

ます。

ちょっと実際に単純な行政たたきのようなことにはやっぱりちゅうちょするところもありますので、ここの書き方は少し工夫をさせていただければというふうに思っておりますが。

そのほか、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

おおよそいろいろご意見をいただいてまいりました。すべて適切に上手に組み込めるかどうか、もう一度文言等を整理させていただきまして、我々の報告書として全体の構成、もう一度ただ今いただきましたことを踏まえて組み立て直し、また表現等についても加除訂正させていただきまして、改めてお諮りをさせていただきたいというふうに思います。

少し内容についてもいろいろご意見をいただきました。こういう点、できれば次回委員会までに事前に各委員のところにもう一度ご確認をさせていただいて修正をさせていただき、次回委員会で改めて我々の最終報告のご検討をいただきたいと、そんなふうを考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、「その他」ということで1項目、挙がってございますが、委員の皆様方から、ここまでの審議の進め方、また今後の審議の進め方等々、何かございましたら。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局は何かございますでしょうか。

【事務局】 それでは、事務局から、事務的な事項でございますけれども。

今後の委員会ですけれども、本日、たくさんいただきましたご意見を踏まえまして、また次回、最終報告案についてご審議をお願いすることになると思っております。日程ですけれども、あらかじめ調整をさせていただいてございますが、次回、3月4日の午前中をお願いしたいと思っております。大変短い期間で申しわけございませんけれども、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

今後の進め方については、まず今日いただきましたご意見を踏まえた最終案を次回、3月4日の委員会でご検討いただくということで進めさせていただきます。

が、よろしゅうございますでしょうか。

特にそのほか、委員の皆様方からごさいませんようでしたら、本日は以上にさせていただきますと思いますが。

それでは、本日、第14回の京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を閉じさせていただきます。どうも長い時間、熱心にご議論いただきましてありがとうございます。傍聴の方々にも、ご苦労さまでございました。

—— 了 ——